

(仮称)中野区奨学金の支給に関する条例に盛り込むべき主な事項等について

(仮称)中野区奨学金の支給に関する条例(以下、「条例」という。)案に盛り込むべき主な事項及び今後の事業スケジュールについて、以下のとおりとりまとめたので報告する。

1 条例案に盛り込むべき主な事項について

- (1) 目的
- (2) 支給対象者
- (3) 奨学金の種類等
- (4) 奨学金の支給の可否の決定等
- (5) 中野区奨学金審査委員会の設置
- (6) 奨学金の支給の決定の取消し等

※詳細は別添1のとおり

2 給付型奨学金事業の内容について

別添2のとおり

3 今後のスケジュール(予定)

- | | | |
|------|-------|----------------------------------|
| 令和8年 | 6月 | 第2回定例会に条例提案 |
| | 7月以降 | 広報周知、奨学生(令和9年度入学予定者)の募集 |
| | 10月以降 | 審査委員会の開催 |
| | 12月頃 | 応募者(令和9年度入学予定者)への内示 |
| 令和9年 | 4月以降 | 奨学生(令和9年度入学者)の支給決定、前期分(4月～9月分)支給 |
| | | 在学生、令和10年度入学予定者への広報周知、募集 |
| | 10月以降 | 経済状況等の確認及び後期分(10月～3月分)支給 |

(仮称)中野区奨学金の支給に関する条例に盛り込むべき主な事項について

1 目的

- (仮称)中野区奨学金の支給に関する条例の目的を定めます。

経済的理由により大学等における修学が困難である者に対し中野区奨学金を支給することで、その修学にかかる費用の負担の軽減を図り、もって大学等における修学を希望する者が、その進路の選択に当たり夢と希望を持つことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2 支給対象者

- 支給を受けることができる者の要件を定めます。
 - (1) 申請者の生計を維持する者が申請の日まで引き続いて1年以上中野区内に住所を有し、支給を受ける時点においても引き続き中野区内に住所を有していること。ただし、中野区児童相談所が措置し、中野区外の児童養護施設等に入所しながら、修学する者についてはこの限りではない。
 - (2) 確認大学等に在学している者であること又は確認大学等に入学をしようとする者(既に確認大学等に入学をしたことがある者を除く。)であること。
 - (3) 確認大学等に入学をした日の属する年度の末日において30歳未満であること。
 - (4) 学業成績等について、高等学校等での学習状況が良好と評価できること、高等学校卒業程度認定試験に合格していること、大学等において成績が上位半数以内であること、または学修意欲が確認できることなど、所定の基準を満たしていること。
 - (5) 申請者及びその生計を維持する者の収入状況に基づく支給額算定基準額が、関係政令で定めるいずれかの区分に該当していること。
 - (6) 学資支給金に係る独立行政法人日本学生支援機構に関する省令に規定する給付奨学生候補者又は給付奨学生であること。ただし、学資支給金に係る選考対象者でない場合は除く。
 - (7) 日本国籍を有する者であること。またはこれに準ずるものとして規則で定める者に該当すること。
 - (8) 中野区奨学金を受けた期間が正規の修業年限未満であること。

3 奨学金の種類等

- 中野区奨学金の種類等を定めます。以下の3種類です。

(1) 授業料等に係る奨学金

高等教育の修学に係る「授業料等」を支援するための奨学金を指します。

(2) 授業料等に係る奨学金（特別支援分）

規則に定める支給上限額と、申請者の授業料や施設整備費等の合計額を比較し、差額が生じる場合に上乗せを行う学費の差に着目した支援を指します。

(3) 入学金に係る奨学金

入学時に支払う入学金に係る奨学金を指します。正規の修業年限内において、1回限り支給します。

- 中野区奨学金の額は、予算の範囲内で規則で定める額とします。

ただし、支給対象者が国の学資支給金の支給を受け、又は大学等における修学の支援に関する法律に規定する授業料等減免を受けるときは、それらの額を控除します。（国の私立理工農系学科等への支援額は控除しません。）

- 奨学金の支給の期間は、奨学金の支給の決定に係る年度末までの範囲内において決定するものとします。正規の修業年限を満了するために必要な期間を超えることはできません。

4 奨学金の支給の可否の決定等

- 支給の可否の決定等に関することを以下のとおり定めます。
 - ・支給対象者は、規則で定めるところにより区長に申請します。
 - ・区長は、申請があったときは、当該支給対象者について審査を行います。
 - ・区長の附属機関として、設置する審査委員会（後述）の意見を聴いた上で、当該支給対象者に対する奨学金の支給の可否を決定します。

5 中野区奨学金審査委員会の設置

- 区長の附属機関として、中野区奨学金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置することを定めます。
 - ・審査委員会は、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから区長が任命する委員5人以内をもって組織し、任期は2年とします。
 - ・委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とします。

6 奨学金の支給の決定の取消し等

- 奨学金の支給の決定の取消し等について定めます。
 - ・奨学金の支給決定を受けた者が、支給対象者の要件を欠くことになった場合や、偽りその他不正の手段により当該支給決定を受けたと認められるとき

等において、当該支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は奨学金の支給を停止することができるものとします。

・また、当該取消しに係る部分において既に奨学金が支払われている場合には、期限を定めてその返還を命じることとします。

給付型奨学金事業の内容について

1 実施内容

(1) 事業の対象者

大学・短期大学、高等専門学校（4・5年生）、専門学校への進学予定者及び在學生を対象とする。

(2) 対象となる学校

(表1)で対象としている国内の学校種別・課程のうち、国または地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校(確認大学等)に在学及び進学する人が支給対象となる。

(記号の意味) ○：支給対象 ×：支給対象外 △：表下(※)参照 (表1)

学校種別・課程		支給の可否
大学	学部・学科	○
	通信教育課程	○
	専攻科・別科	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程	○
	専攻科 ※	△
	別科	×
高等専門学校	4・5年生	○
	専攻科 ※	△
専修学校	専門課程(上級学科を含む)	○
	通信教育課程	○

※ 短期大学および高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科(以下、「認定専攻科」という。)に在籍している人に限り対象とし、本科卒業(修了)から認定専攻科への入学が1年以内であることとする。

(3) 対象者の要件

① 居住場所に関する要件

申込者の生計維持者が、申請日において引き続き1年以上中野区に住所を有しており、支給を受ける際も引き続き中野区内に住所を有していること。ただし、中野区児童相談所が措置し、中野区外の児童養護施設等に入所しながら、修学する人についてはこの限りではない。

② 年齢等に関する要件

確認大学等に進学予定または在学している人で、確認大学等へ初めて入

学した日の属する年度における年齢が満30歳未満の人であること。

③ 学業成績等に関する基準

○ 申込者に応じて（表2）のとおりとする。

（表2）

申込者の年次	学業成績等に関する基準
進学予定者	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が5段階評価で3.5以上であること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有することが、学修計画書等により確認できること
在学生2年次以上	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

※ 標準単位数以上でないことについて、災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすこととする。

○ なお、在学中の学業成績等が（表3）の1～3のいずれかに該当する場合は対象外とする。（災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合を除く。）

（表3）

1	修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
2	修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数）の合計数が標準単位数の6割以下であること。
3	履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

④ 家計に関する基準（収入基準）

申込者及び生計維持者の税情報を確認し、「支給額算定基準額」が154,500円未満であること。（申込者と生計維持者の合算）

・支給額算定基準額＝課税標準額×6%－（調整控除額＋調整額）

⑤ その他

上記要件を満たす応募者のうち、支給額算定基準額が低い者から優先し

て採用する。

(4) 募集人数

- ・全体で320人程度を対象として事業を実施する。
- ・令和8年度については令和9年度入学予定者を80人程度募集し、令和9年度以降においても翌年度入学予定者を80人程度募集していく。
- ・令和9年度以降の在学生の募集については、過去の募集機会における申請状況にかかわらず、その後の状況変化等も含めて、実情を踏まえた対応を行う余地を残しつつ実施することを検討している。

(5) 支給金額の内容

- ・高等教育への進学に係る「入学金」、修学に係る「授業料等」を支援するための奨学金を支給する。
- ・原則として、国が実施する高等教育の修学支援新制度（授業料・入学金の免除または減額、給付型奨学金の支給。以下、「国制度」という。）の対象となる者は、国制度に申し込むことを条件とする。
- ・学校種別（国公立、大学・短期大学、夜間制など）、通学形態（自宅通学、自宅外通学）ごとに金額を設定する。
- ・区独自の段階区分として、A・B区分の2区分を設定し、それぞれ支給上限額を定める。
- ・A区分は、国制度の支援の満額と同額を上限とし、満額の支給を受けることができる所得層を広げる。
- ・B区分は、中間所得層の世帯を対象とし、A区分の2/3の金額を上限に支援を行う。
- ・区が支給する金額は、区の支給上限額から、国制度により支給される金額を差し引いたものとする。ただし、B区分については、国支給額を区支給上限額から差し引かない。（多子世帯支援を除く）。
- ・学校種別ごとの自宅通学のA区分の支給上限額と、申込者の学費（授業料や施設整備費等）を比較し、差額が生じる場合には、学費の差に着目した支援として上限額を上乗せする。（上限20万円）

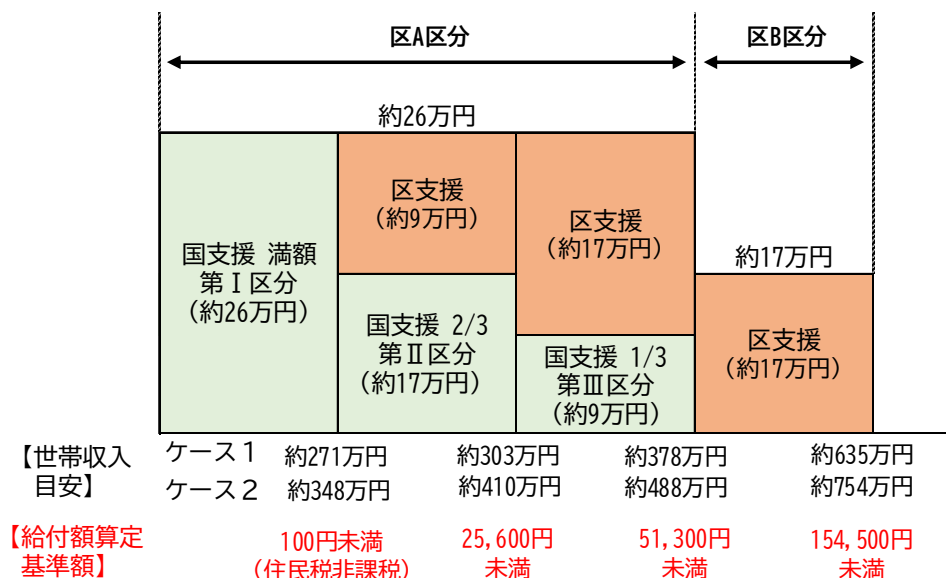
2 モデルケース

国制度を参考に、世帯構成や収入を仮定した上で、給付型奨学金のモデルケースを以下のとおり示す。なお、あくまでも金額は目安であり、実際の収入基準（支給額算定基準額）は、収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成や障害者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合が存在する。また、申込者は国制度の給付型奨学金に申し込み、採用される前提とする。

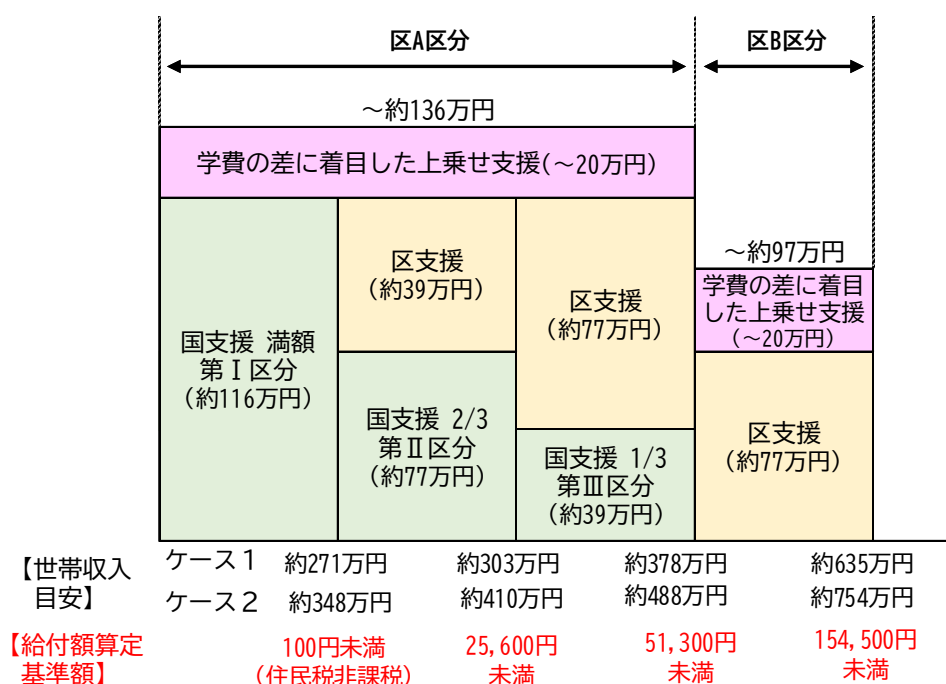
（参考資料：独立行政法人日本学生支援機構「給付型奨学金案内」）

	ケース1	ケース2
世帯構成	中野区内に在住の家族4人の世帯（申込者、親①、親②、中学生）	
就労等	申込者：無収入 親①：給与所得者（会社員等） 親②：無収入	申込者：無収入 親①、親②：ともに給与所得者（会社員等）
申込者の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者は高校卒業後、私立大学に進学し、自宅から通学する ・進学先の学費は、A区分の区の支給上限額を超えるものとする 	

(1) 入学金

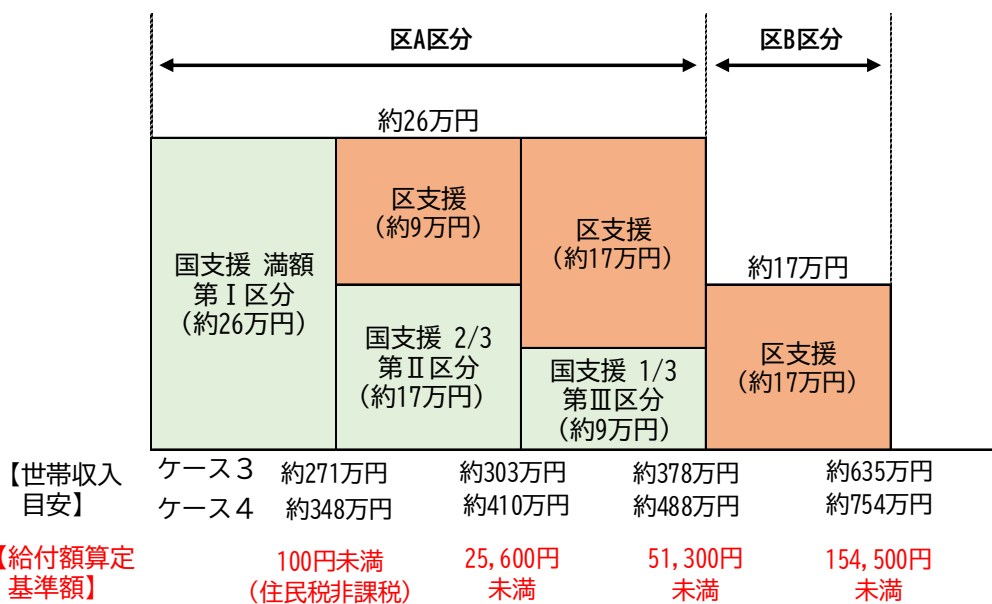


(2) 授業料等に対する奨学金

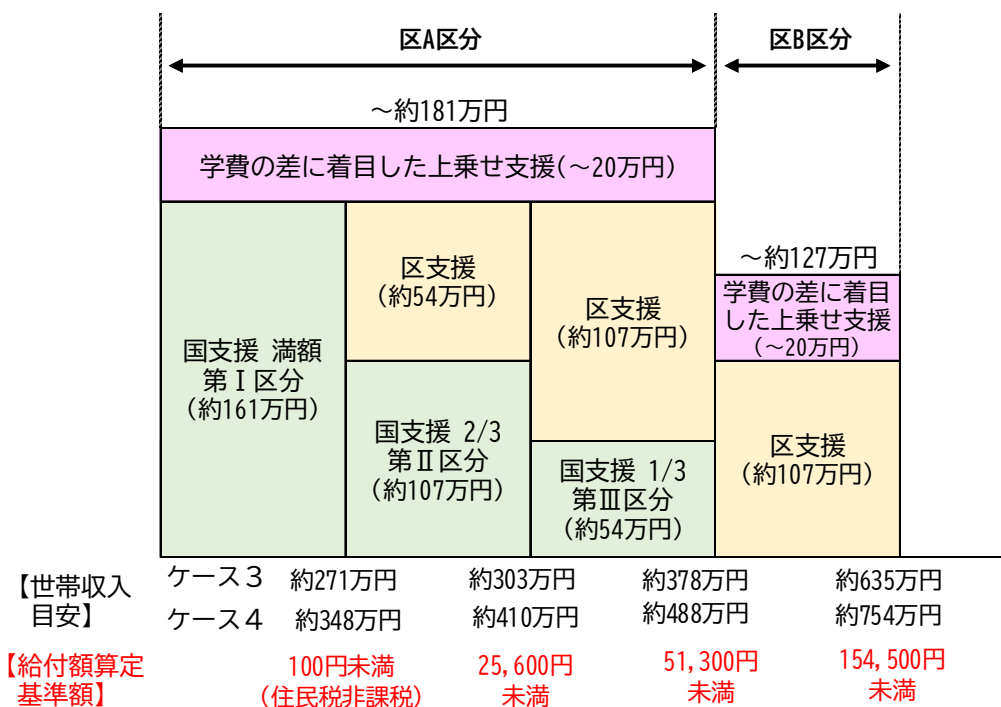


	ケース3	ケース4
世帯構成	中野区内に在住の家族4人の世帯（申込者、親①、親②、中学生）	
就労等	申込者：無収入 親①：給与所得者（会社員等） 親②：無収入	申込者：無収入 親①、親②：ともに給与所得者（会社員等）
申込者の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者は高校卒業後、<u>私立大学に進学し、自宅から離れて生活する</u> ・<u>進学先は、実家から概ね片道120分の通学時間がかかる場所に位置する</u> ・進学先の学費は、A区分の区の支給上限額を超えるものとする 	

(1) 入学金

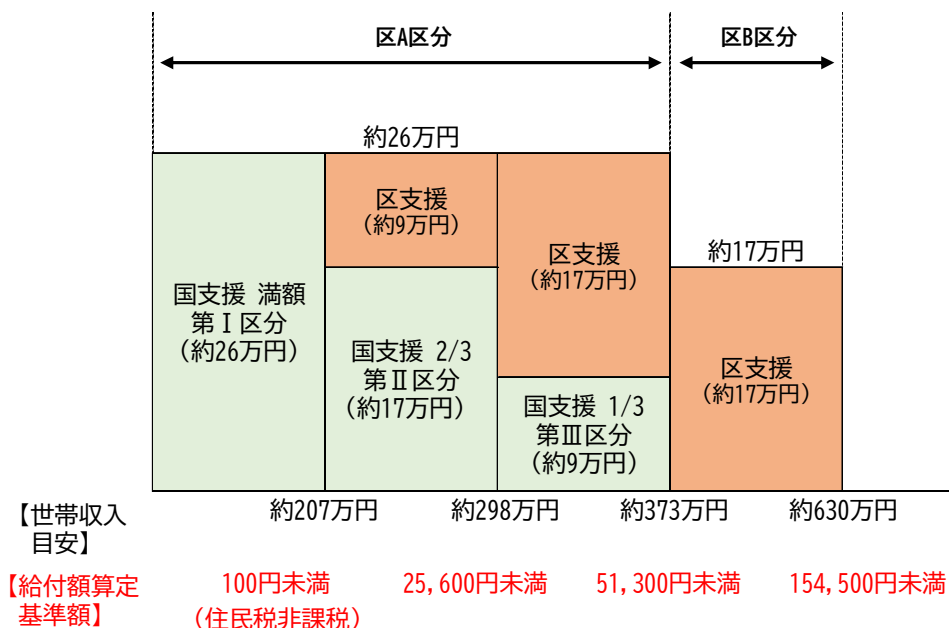


(2) 授業料等に対する奨学金

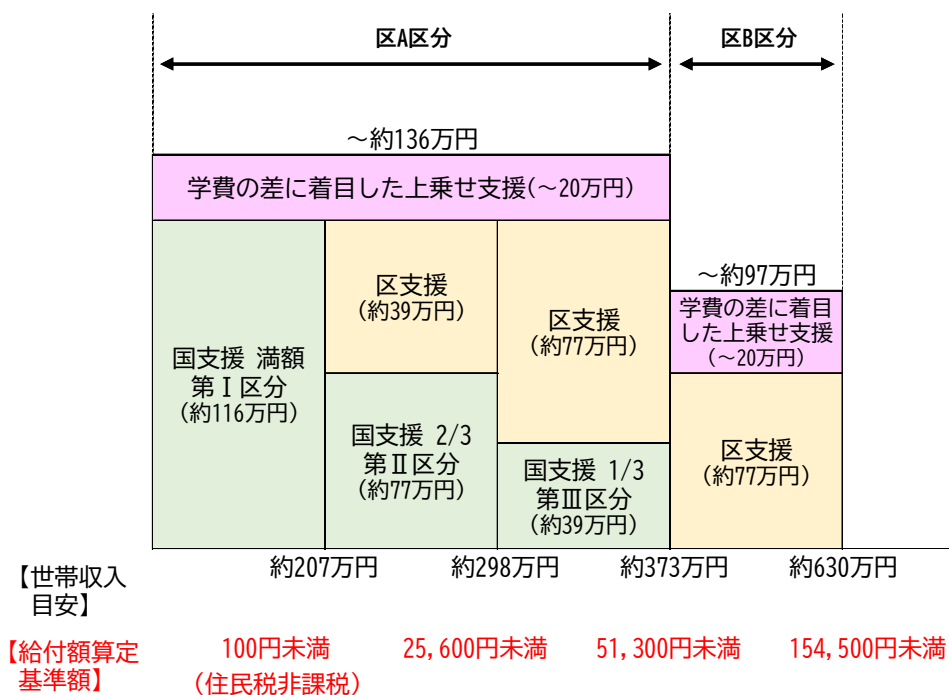


ケース5	
世帯構成	中野区内に在住の家族2人の世帯（申込者、親①）
就労等	申込者：無収入 親①：給与所得者（会社員等）
申込者の状況等	・申込者は高校卒業後、私立大学に進学し、自宅から通学する ・進学先の学費は、A区分の区の支給上限額を超えるものとする

(1) 入学金

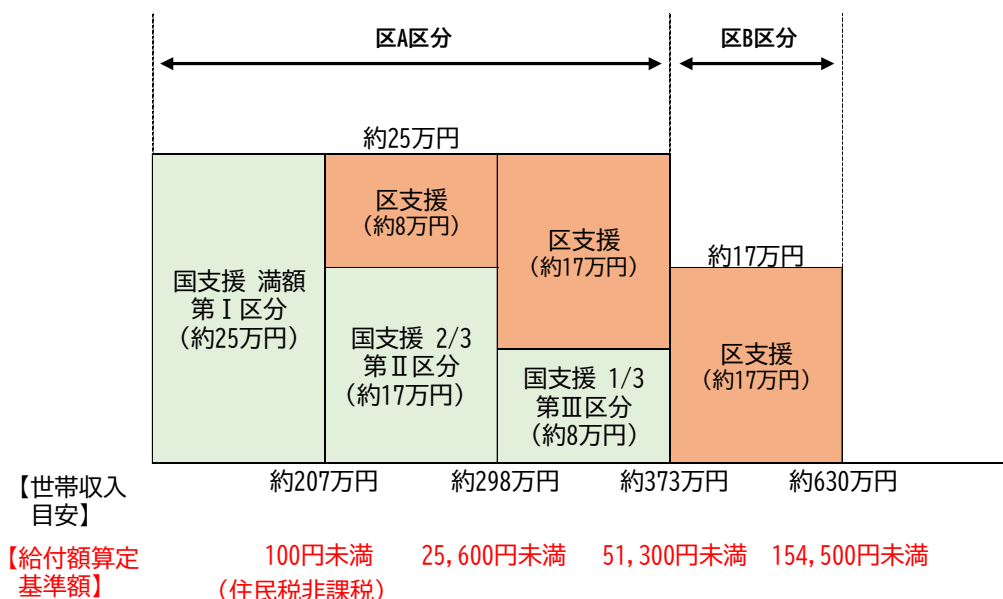


(2) 授業料等に対する奨学金



ケース6	
世帯構成	中野区内に在住の家族2人の世帯（申込者、親①）
就労等	申込者：無収入 親①：給与所得者（会社員等）
申込者の状況等	・ 申込者は高校卒業後、私立短期大学に進学し、自宅から通学する ・ 進学先の学費は、A区分の区の支給上限額を超えるものとする

(1) 入学金



(2) 授業料等に対する奨学金

